

<お知らせ情報（C情報）に至らないごく軽度な機器故障>（月報）  
 （機器の故障に起因する不適合事項（軽微なもの））

平成 20 年 6 月分

No.	発生日	設 備	概 要	処置状況 (9月30日現在)	発生場所
1	H20.6.11	復水器連続洗浄設備 (復水器細管内を洗浄する設備)	<p>定期検査期間中,復水器連続洗浄設備において,空気を抜くための弁を全開状態にするために手動にて操作したが,動かなかったため,操作治具を使用して開操作したところ,当該弁の部品を損傷した。このため,当該弁を取替えた。</p> <p>原因調査の結果,当該弁は全開状態であったが,手動にて弁を操作した際に動かなかったことから全閉状態と思い込み,操作治具を使用して開操作したためと判断した。このため,当該弁と同型式の弁については,開操作,閉操作ともに操作治具を使用しない旨,手順書に反映した。</p>	処置済み	屋 外
2	H20.6.14	原子炉建屋エアロック扉 (原子炉建屋と他建屋間の間に設置している気密性を保つための扉)	<p>定期検査期間中,2箇所ある原子炉建屋エアロック扉のうち,1箇所のエアロック扉について,開閉操作ができなくなったため,点検したところ,扉内部の施錠装置において,ボルトおよび当該ボルトの脱落防止用ワイヤー,ナットが外れているのを確認した。このため,当該ボルトおよびナットを復旧し,脱落防止用ワイヤーを新品に取替え,固定した。</p> <p>原因調査の結果,当該エアロック扉の点検を行った際,劣化していた脱落防止用ワイヤーを再利用していたため,点検後の開閉操作により,破断したものと判断した。また,ボルトおよびナットについても開閉操作により,ナットが緩み外れたと考えられる。</p> <p>このため,ワイヤーより信頼性の高い割りピンに変更するとともに,ナットを戻止めナットに変更した。</p>	処置済み	原 子 炉 建 屋

3	H20.6.27	タービン建屋大物搬出入口扉 (タービン建屋に資機材を搬入するための出入口の扉)	定期検査期間中,タービン建屋大物搬出入口扉を全閉している状態において,制御盤の「開」ランプが点灯している事象を確認した。 原因として当該制御盤の「開/閉」ランプ点灯は,扉の開閉状態を検出するスイッチにて切替えていたが,スイッチの接触が安定しないものと判断したため,扉の施錠ハンドルの操作状態を検出するスイッチにより切替える構造に変更した。	処置済み	タービン 建屋
---	----------	--	--	------	------------

・「不適合」とは,要求事項を満たしていない状態をいいます。

処置状況欄記載の「対応中」,「補修済み・取替済み・復旧済み」,「処置済み」については,以下の状況をいいます。

- ・対応中 : 要求事項を満足する状態に復旧中です。
- ・補修済み・取替済み・復旧済み: 要求事項を満足する状態に復旧済みです。  
今後,原因調査,対策等を講じます。
- ・処置済み: 要求事項を満足する状態に復旧し,原因調査,対策等を実施済みです。  
なお,今後,水平展開について検討・対応します。